

議案第94号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月11日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例
山陽小野田市手数料徴収条例（平成17年山陽小野田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。）
に関する事務

	名称	事務	金額
1	戸籍謄抄本交付手数料	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書 の交付	1通につき 450円（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する機器で証明書等を発行する機能を有するものをい

			う。以下同じ。)による交付については1通につき150円)
2	戸籍記載事項証明手数料	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき350円
3	戸籍電子証明書発行	法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
4	除籍謄本交付手数料	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第	1通につき750円

		120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく 除籍証明書の交付	
5	除籍記載 事項証明 手数料	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件 につき450 円
6	除籍電子 証明書提 供用識別 符号の発 行	法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明 書提供用識別 符号1件につ き700円
7	届書・申 請の受理 等証明手 数料	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。以下次項について同じ。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき 350円(婚 姻、離婚、養 子縁組、養子 離縁又は認知 の届出の受理 について、請 求により法務 省令で定める

			様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)
8	戸籍等閲覧手数料	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第94号参考資料

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第4（第2条関係） 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第4（第2条関係） 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
1	戸籍謄抄本交付手数料	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円（多機能端末機（市の電子計 算機と電気通 信回線で接続 された民間事 業者が設置す る機器で証明 書等を発行す る機能を有す	1	戸籍謄抄本交付手数料	(1) 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付 (2) 法第120条第1項又は第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1通につき 450円（多機能端末機（市の電子計 算機と電気通 信回線で接続 された民間事 業者が設置す る機器で証明 書等を発行す る機能を有す

			るものをい う。以下同 じ。)による 交付について は1通につき 150円)				るものをい う。以下同 じ。)による 交付について は1通につき 150円)
2	戸籍記載 事項証明 手数料	法第10条第1項、第10条の2第1項か ら第5項まで又は第126条の規定に基 づく戸籍に記載した事項に関する証明 書の交付	証明事項1件 につき350 円	2	除籍謄抄 本交付手 数料	(1) 法第12条の2において準用する法 第10条第1項若しくは第10条の2第 1項から第5項までの規定又は法第 126条の規定に基づく除かれた戸籍 の謄本又は抄本の交付 (2) 法第120条第1項又は第126条の 規定に基づく磁気ディスクをもって調 製された除かれた戸籍に記録されて いる事項の全部又は一部を証明した 書面の交付	1通につき 750円
3	戸籍電子 証明書提	法第120条の3第2項の規定に基づく 戸籍電子証明書提供用識別符号の発	戸籍電子証明 書提供用識別	3	戸籍記載 事項証明	(1) 法第10条第1項、第10条の2第1 項から第5項まで又は第126条の規	証明事項1件 につき350

	<p>行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>符号1件につき400円</p>		<p>手数料</p>	<p>定に基づく戸籍に記載した事項の証明 (2) 法第120条第1項又は第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の証明</p>	<p>円</p>
--	--	--------------------	--	------------	--	----------

4	除籍謄抄本交付手数料	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき 750円	4	除籍記載事項証明手数料	(1) 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項の証明 (2) 法第120条第1項又は第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の証明	証明事項1件につき450円
5	除籍記載事項証明手数料	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき450円	5	届書・申請の受理等証明手数料	(1) 法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出又は申請の受理の証明書の交付 (2) 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)又は第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき350円

6	除籍電子 証明書提 供用識別 符号の発 行	法第120条の3第2項の規定に基づく 除籍電子証明書提供用識別符号の発 行(情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律第7条第1項の規定 により法第6条第1項に規定する電子情 報処理組織を使用する方法により除籍 電子証明書提供用識別符号の発行を 行う場合(当該発行に係る除籍電子証 明書の請求が同項の規定により同項に 規定する電子情報処理組織を使用する 方法により行われた場合に限る。)にお ける当該発行及び除籍電子証明書提 供用識別符号の発行に係る除籍電子 証明書の請求を行う者が同時に当該除 籍電子証明書が証明する事項と同一の 事項を証明する除かれた戸籍の謄本若 しくは抄本又は除籍証明書の請求を行 う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明 書提供用識別 符号1件につ き700円	6	上質紙を 用いた婚 姻届出等 の受理証 明手数料	法第48条第1項の規定に基づく婚姻、 離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の 届出の受理について、請求により法務 省令で定める様式による上質紙を用い る場合の証明	1通につき 1,400円
---	-----------------------------------	--	-------------------------------------	---	--------------------------------------	---	-----------------

7	届書・申請の受理等証明手数料	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。以下次項について同じ。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)
	戸籍等閲覧手数料	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき
7	戸籍等閲覧手数料	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧に係る事務	1通につき 350円

		に供する事務又は法第120条の6第1	350円	
		項の規定に基づく届書等情報の内容を		
		表示したものを閲覧に供する事務		